

**入札参加資格制限措置の概要**

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	関場建設株式会社 法人番号 1380001015636	( 代表取締役社長 関場 啓 )
住 所	福島県南相馬市原町区錦町 1 - 1	

2. 措置期間

平成 31 年 3 月 11 日 ～ 平成 31 年 4 月 10 日 （ 1 か月間 ）

※福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第 4 条第 2 項適用により、措置期間を 2 倍としている。

3. 事実概要

平成31年2月18日、当該人が関場・藤特定建設工事共同企業体の代表者として施工中の、ロボット産業推進室発注、ふくしまロボットテストフィールド研究棟（仮称）整備（建築）工事（工事番号第17-32025-0005号）の現場内において、下請の作業員が屋上に仮置きしていた鉄骨梁の玉掛作業を行っていたところ、2本の鉄骨梁を束ねていたベルトを緩めた際、鉄骨梁が倒れ、左足を挟み負傷した。

この事故では、鉄骨梁を転倒の可能性がある不安定な状態で仮置きし、そのまま玉掛作業を行っており、元請負人として安全管理の措置が不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 1 の 7（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の7】

措 置 要 件	期 間
<p><b>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</b></p> <p>7 県発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町 2 - 1 6  
(電話) 0 2 4 - 5 2 1 - 7 8 9 9